

学校生活上の諸注意

◆ 学校生活の心得

- ①あいさつをしよう。（コミュニケーションの基本です）
- ②おもいやりのある言動に心がけよう。（みんなが気持ちよく学校生活を送れるように）
- ③校内の美化に努めよう。（ゴミを散らかさない、もちこまない）
- ④身だしなみに気をつけよう。（校内での帽子やサングラス、奇抜な服装など）
- ⑤学校周辺のマナーに気をつけよう。（近隣でさわいだり、ゴミをすてたり）

◆ 授業中のルール

次の基本的なルールを守ってください。進級・卒業に必要な条件となります。守れなかった場合、原則として進級や卒業ができなくなります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① チャイムの合図とともに決められた席に座る。（時間を守る）② 授業に集中する。私語や立ち歩き、他の人の迷惑になる行為をしない。③ スマートフォンや携帯電話はマナーモードにするか電源を切ってしまう。④ 教科書・ノート・筆記具など等、授業に必要なものは事前に準備する。⑤ 飲食（ガムも含む）は禁止。飲食物は机の上に出さない。 |
|---|

◆ 禁止行為について

次にあげるような行為は、いかなる場合においても禁止です。高校生としてふさわしくない行為があった場合は、特別指導の対象になります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①飲酒・喫煙・薬物など（登下校時も含め、年齢にかかわらず禁止）②暴言、暴力行為およびいじめ③物を壊す、授業を妨害するなど、他者の迷惑や脅威となるような行為④車やバイクなどを使っての通学 |
|---|

◆ 服装、上履きについて

制服はありませんが、TPO（時と場所、場面）に応じた服装・身だしなみをしてください。高校生としてふさわしい服装や髪型で登校するよう心がけましょう。

また、体育や農業など、授業や実習で指定されている場合は、それに従って参加して下さい。

本校では上履き・体育館履きが指定されています。それぞれ指定のものを履き、しっかりと区別してください。

◆ 自転車通学について

自転車での通学を希望する場合は、所定の用紙で許可申請書を担任に提出してください。
なお、損害賠償保険等に参加していない場合は、自転車通学は認められません。また、改正
道路交通法施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。
自転車で通学する場合には自転車乗車用ヘルメットを必ず着用してください。

◆ その他

○貴重品や学業に不要なものは学校に持ってこないでください。人に迷惑をかける可
能性があるものは、預かる場合もあります。

○ロッカーや靴箱には鍵をつけて、各自でしっかり管理するようにしましょう。

○落とし物をした場合、見つけた場合はすぐに担任の先生や職員室に届けてください。

○校内で部外者を見かけたり、喧嘩などのトラブルを目撃したりした場合、また何か
気になることがあった場合には、ただちに先生に知らせてください。

※ 部外者は校内には入れません。他校の生徒や友人等を連れてこないでください。